

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		記載事項に変更を生じた場合の取扱い
根拠法令(例規)及び条項		旅券法第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律 267 号
関 係 条 項		同法第 3 条、旅券法施行規則第 9 条
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	(記載事項に変更を生じた場合の取扱い) 第 10 条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第 1 項の規定の適用がある場合を除き、遅延なく、当該一般旅券を返納の上、第 3 条の規定により新たに一般旅券の発給を申請するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 8 月 24 日作成)

処 分 名		手数料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市手数料徴収条例第 6 条
法令(例規)番号		平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		市民課市民係 (その他、所管所属において同様とする)
審 査 基 準	基 準	(手数料の免除) 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。 1 法令の規定により取り扱うもの 2 公務員が職務上必要があり請求するもの 3 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づき保護を受けている者又は受けようとする者が必要とするもの 4 公的年金各法に基づく年金受給者の現況報告に係る証明の請求があったとき 5 その他市長が特に必要があると認めたもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		(公的年金等) 国民年金、厚生年金、船員保険、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校職員共済、農林漁業団体職員共済、旧市町村共済、地方公務員の退職年金、恩給、農業者基金年金

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		発行手数料の徴収
根拠法令(例規)及び条項		電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 67 条第 1 項第 1・5 号
法令(例規)番号		平成 14 年 12 月 13 日法律第 153 号
関 係 条 項		同法律第 3 条、第 22 条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程第 2 条
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	【基準】 法第 67 条の規定による。 (手数料) 第 67 条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。 (1) 第 3 条第 6 項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務 省略 (5) 第 22 条第 6 項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年6月7日作成)

処 分 名		一般旅券の発給の申請
根拠法令(例規)及び条項		旅券法第3条第1項
法令(例規)番号		昭和26年法律267号
関 係 条 項		同法第11条
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	【基準】 法第3条の規定による。 (一般旅券の発給の申請) 第3条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県知事に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館(領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。)に出頭の上領事官(領事館の長をいう。以下同じ。)に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。 一 一般旅券発給申請書 二 戸籍謄本又は戸籍抄本 三 申請者の写真 四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類 五 前各号に掲げる者を除くほか、渡航先及び渡航目的によって特に必要とされる書類 六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類 2 前項第2号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。ただし、第1号に該当する場合において、国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣。以下この条において同じ。)が国外においては領事官が、その者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。 一 第11条の規定に基づき前項の申請をするとき 二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、その者の身分上の事実が明らかであると認めるとき。 3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居

		所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。 4 第1項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。 一 申請者の配偶者又は二親等内の親族 二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することが適当でないものとして外務省令で定めるものを除く。）
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		一般旅券の交付
根拠法令(例規)及び条項		旅券法第 8 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律 267 号
関 係 条 項		同法第 3 条、同法施行規則第 7 条
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	【基準】 法第 8 条の規定による。 (旅券の交付) 第 8 条 第 5 条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第 3 条第 1 項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		記載事項に変更を生じた場合の取扱い
根拠法令(例規)及び条項		旅券法第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律 267 号
関 係 条 項		同法第 3 条、同法施行規則第 9 条
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	【基準】 法第 10 条の規定による。 (記載事項に変更を生じた場合の取扱い) 第 10 条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第 1 項の規定の適用がある場合を除き、遅延なく、当該一般旅券を返納の上、第 3 条の規定により新たに一般旅券の発給を申請するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名		旅券の査証欄の増補
根拠法令(例規)及び条項		旅券法第 12 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律 267 号
関 係 条 項		同法施行規則第 10 条第 1 項
所 管 課 係 名		市民課市民係
審 査 基 準	基 準	【基準】 法第 12 条の規定による。 (旅券の査証欄の増補) 第 12 条 一般旅券の発給を受けようとする者は一般旅券査証欄増補申請書を、 外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外 務大臣に、国外においては最寄りの領事館の領事官に提出して、当該一般旅 券に関して、一回に限り査証欄の増補を申請することができる。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		